

編集と発行  
白石市役所  
企画審議室  
白石市桜小路35  
TEL(代)2111  
発行定日 毎月1日  
(売価1部2円)

4月28日 (金曜日)

# 市議会議員選挙投票日

## みんなそろって投票しよう

4月28日(金)は市議会議員の選挙投票日です。みんなそろって投票しましょう。

**代理投票の制度**  
身体の故障または、文盲で自ら候補者の名前を書かれない人は、投票所で投票管理者にその旨を申請すると代筆してくれますから清き一票を無駄にしないようにしましょう。

**不在者投票の制度**  
次のことで投票当日投票所について投票できない選挙人のため選挙期日の告示の日(4月18日)から選挙

期日の前日(4月27日)までの間に不在者投票をおこなうことができます。

▽白石市の区域外において職務又は業務に従事中有ること。

▽やむを得ない用務又は事故のため白石市の区域外に旅行中又は滞在中であること。

▽疾病、負傷、妊娠、不具産褥にあるため歩行が非常に困難であること。

なおその他くわしいことは市選挙管理委員会に問合せください。



## 4月(卯月)

4月の和名は「うづき」といいます。和名はすべて陰暦が基準になっていますから、太陽暦に換算すると5月に当たります。

「うづき」の語源は、卯の花が咲く月であることからこの呼び名があるとする説と、稲などの農作物を植える月という意味の「植月」(うえづき)が縮まって「うづき」となったとする説があります。

一般的には、前者の卯の花説が知られています。そのほか、昔の人はこの月のことを、夏初月、清和初夏、乾月などと呼んでいますが、いずれも旧暦の陽気の事物によせた呼び名です。先に述べた卯の花は、日本全国の山野に自生するうづき(空木)の花のことで四月末から五月の初夏にかけて咲く白い花です。

うづきは茎の中が空洞になっているので、空木(うづき)といわれたのでしょうか。とうふのしほりかすのことをうのはな、というのは、とうふからが卯の花に似ていることからです。

## 窓口事務の一部変更

いままで戸籍住民票謄抄本その他各種証明手数料や使用料は総務課及び市民課の窓口で三連記式の納額通知書(切符)を発行し七十銀行の市役所窓口で納めていたおりました。が、窓口事務の簡素化と市民の皆さんの手数をはぶくため四月一日から市民課の窓口でレジスターを備付けその場で納めていただくよう変更いたしました。からおしらせいたします。

## 行政相談委員

四月一日付で次の人々が行政相談委員に行政管理局長官から委嘱されました。

二瓶 寛 栄(大平)  
安五郎(白石)

この行政相談委員の仕事は、東北管区行政監察局でおこなっている行政相談の窓口として、役所仕事についてお困りになつておられることなどについて、希望することなどについて相談を受けることが主な役目です。その受付が範囲は、国の行政機関(公社、公団、公庫)のおこなつておられる業務、または市町村でおこなつておられる業務で国の委任あるいは補助にかかるとなつておられますが、民事関係の問題や警察で扱つておられる刑事事件を除けば大抵行政相談の対象となります。一切無料で秘密を守ります。お気軽にお世話します。からお気軽にご相談ください。なおこの制度についてくわしいこと、たい人は行政相談委員にご連絡ください。

# 6億9千2百万円の使いみち

## 教育費に1億5千万円

三月定例市議会は3月11日から20日までの10日間開かれ43件の議案が提出されそれぞれ可決または承認されました。その主な昭和42年度の予算についておしらせします	◆一般会計、歳入歳出予算
歳入	歳出
市税 五八、〇五〇千円	▽寄附金 一、四〇二千円
市民税 八三、五〇九千円	▽繰入金 六、六七六千円
固定資産税 五八、〇五〇千円	▽繰越金 三、三六〇千円
軽自動車税 八三、五〇九千円	▽諸収入 二〇、九六五千円
市たばこ消費税 五、五四九千円	▽市債 六六、六〇〇千円
電気ガス税 三、九六九千円	▽歳入 二〇、九六五千円
鉱産税 一二、九八五千円	▽歳出 六六、六〇〇千円
木材取引税 七九八千円	▽議会議費 一三、〇七六千円
入湯税 五三三千円	▽総務費 一〇三、五五六千円
都市計画税 二、八四八千円	▽民生費 一一九、四二七千円
旧法による税 四、八七一千円	▽衛生費 五三、四六三千円
▽地方交付税 一九七、一〇二千円	▽労働費 四二、八八六千円
▽分担金及び負担金 二、四四六千円	▽農林水産業費 七九、六一四千円
▽使用料及び手数料 二九、五七〇千円	▽商工費 一五、八一八千円
▽国庫支出金 一一〇、九五七千円	▽土木費 四八、二九一十千円
▽県支出金 五二、五五二千円	▽消防費 二七、〇三三千円
▽財産収入 六三二千円	▽教育費 一五〇、四九七千円
	▽災害復旧費 一四、四五四千円
	▽公債費 四六、六四二千円
	▽予備費 四一七千円
	計 六九二、四一〇千円



# 国民年金

老令福祉年金は、国民年金法が実施された当時すでに高令であった人、および保険料をおさめる期間等が短い人が受けることのできる年金で、現在70才以上の人が、又はこれから70才になる人(明治44年4月1日までに生れた人にかぎり)に年額一万八千円の年金が支給されます。

しかし受給権があつても年金の全部または一部の支給がとめられる場合もあり、それは所得制限のほか、受給権者がうける福祉年金と恩給、扶助料などの公的年金を合算して、つぎの額をこえるときは支給が停止されます。

①公務扶助料を受領している孫が20才に達した(20才から支給停止)が届出

かまらず、その差額は過払返納金として国に返納しなければならぬことになり、ますので次に該当する人は、早急に市役所又は出張所分室に老令福祉年金証書、印章に老令福祉年金証書、印鑑、公務年金証書を持参して届出してください。

②普通恩給、普通扶助料、退職年金等が、年額三万四千円以上になつたのに届出をしないで受給していた場合は増額の月にさ

をせず、老令福祉年金受給者と両者の分を受領していた場合は公務扶助料の失権の月にさかのぼつて老令福祉年金の差額を返納

かまらず、その差額は過払返納金として国に返納しなければならぬことになり、ますので次に該当する人は、早急に市役所又は出張所分室に老令福祉年金証書、印章に老令福祉年金証書、印鑑、公務年金証書を持参して届出してください。

③公務扶助料を受領している孫が20才に達した(20才から支給停止)が届出

かまらず、その差額は過払返納金として国に返納しなければならぬことになり、ますので次に該当する人は、早急に市役所又は出張所分室に老令福祉年金証書、印章に老令福祉年金証書、印鑑、公務年金証書を持参して届出してください。

# 春の防犯

いよいよ春の行楽シーズンに入ります。この時期になりますといろいろの犯罪が多くなります。これを防ぐにはどうしたらよいか、防犯を忘れて楽しみが悲しみにならないように、つぎのことから気を付けましょう。

○留守番をおくか、それができないときは、わずかな時間でも厳重に戸締りして近所にはたのんでおくこと。

○貴重品は、内ポケットなど肌近いところにしまつておくこと。

○わざと体を押しつけてくる者があつたら注意信号そのとき見えなくなつてもまた現われてくる。

○酒をのみすぎて他人に迷惑をかけるないように、みんな注意しましょう。

○暴力をはたらく者を早く見つけて、そのような者に近寄つたり相手になつたりしない。

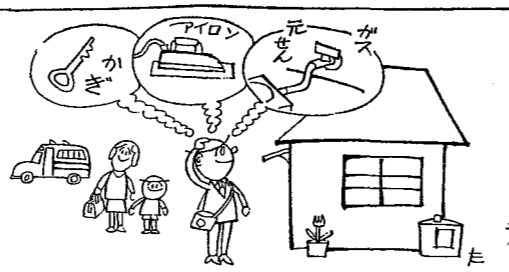
○見知らぬ男から、話かけられても、笑顔を見せたり、相手のことを信じた

りして、かるとはすみな行動をしないこと。

○身だしなみに注意して人の気をそよするような服装はしない。

○変な男に追われていると気付いたら、勇気を出して付近の人家にかけ込む。また、かくれようとして人のいないところに逃げたりしないこと。

白石署防犯少年係



# 農地被買収者国庫債券買上償還

農地被買収者国庫債券をもつていて、次の各号の一に該当する人の分は国で買上償還することになりましたので、希望される人は届出である印鑑および被買収者国庫債券をもつて、市役所農林課または農業委員会福祉事務所のいづれかにおいでください。

一、生活保護をうけている世帯

二、生活保護をうけていない旧職年金受給者に関する特別措置法の施行により

◇旧金鶏勲章年金受給者に一時金を支給◇

旧職年金受給者に関する特別措置法の施行により

# 行楽シーズンです

出かけるまえに必ず確認を...

ない人

前項の規定による一時金の請求は、住所地の市区町村長を経由して内閣総理大臣に対しておこなうこととなつていますが、現在市役所でお聞きください。

第一項の規定に該当する人が一時金を請求しないので死亡したときは、その人の相続人が本人の名で一時金を請求することができますがその手続きは前項と同様です。

くわしいことは、市民課にお問い合せください。

# 農業雇傭労働賃金

市、農業委員会、農業協同組合で昭和42年度の農業雇傭労働賃金の基準を次のように定め、から雇う人も雇われる人も協力ください。

作業区分	作業名	摘要	単位	基準賃金	
水田作業	耕起	耕耘機使用	10アール	1,400円~1,600円	
	代かき	〃	〃	3回がけ 900円~1,100円	
	田植	食事なし	男女共	1日	1,100円
		食事つき	男女共	1日	900円
畑作業	刈り	食事なし	男女共	900円	
		食事つき	男女共	700円	
	耕耘	耕耘機使用	10アール	1,100円~1,300円	
		食事なし	男女	1日	800円
農事一般	食事つき	男女	1日	700円	
	食事なし	男女	1日	600円	
一般作業	農事一般	食事つき	男女	700円	
		食事なし	男女	600円	
調製作業	脱こく調製		玄米 1俵 (60kg)	220円	
	もみ摺り			100円	

備考 (1) 1日の労働時間を8時間とする。たゞし田植の場合は従来の慣習による1日とする。

(2) 地形等の関係で特に作業困難の場合は労使双方で協議の上決定すること。

(3) 特に明記されていない農作業については、農事一般作業の賃金を準用すること。

### 交通指導隊結成



このほど白石市交通指導隊の結成をおこないました。この交通指導隊は市長の命により、警察機関及び交通安全推進機関等と緊密な連絡をとり、交通安全の指導をおこない、交通秩序の保持と交通事故の防止に努

めるるものです。隊員は35人で隊長、副隊長は次のとおりです。  
隊長 大津 正 男  
副隊長 村上 勇  
(写真……市長から訓辞をうける隊員)

### ◎4月は固定資産税の納期◎

▶有利な納税の仕方をおすすめします

4月はあなたの昭和42年度分の固定資産税金額が確定になり、通知されます。そのうち第1期分が納期です。第1期分を納める場合に～2期～3期～4期分をも同時に納めると、その後期分については納期前納付となりその分に対し報奨金が、その場で交付される制度になっております。つまりその報奨金分だけ差引いた税額を納めれば足りることになっております。その報奨金の計算方法は？

$$\text{納期前納税額} \times \frac{1}{100} \times \text{納期前に係る月数} = \text{報奨金}$$

(例) 4月に全額(1.2.3.4期分)納める場合

納期前別	税額	算定率	納期前に係る月数	報奨金交付額	備考
第2期	X	1/100	2 (5.6.月)		7月31日納期限 <small>納期の月は月数計算に含まれません。以下同じ</small>
第3期	X	1/100	4 (5.6.7.8月)		9月30日納期限
第4期	X	1/100	7 (5.6.7.8.9.10.11月)		12月31日納期限

(備考)

○賦課期日 固定資産税(都市計画税を含む)及び市県民税は当該年度の初日の属する年の一月一日現在、国民健康保険税は四月一日現在で賦課されます。  
○督促状の発布 納期限後二十日以内に未納者に督促状を出さなければならぬことになっております。

月別	納税種目	納期限
一月	固定資産税	一期 四月三十日
二月	市県民税	二期 五月三十一日
三月	国民健康保険税	三期 六月三十日
四月	市県民税	二期 七月三十一日
五月	国民健康保険税	三期 八月三十一日
六月	市県民税	二期 九月三十日
七月	国民健康保険税	三期 十月三十一日
八月	市県民税	二期 十一月三十日
九月	国民健康保険税	三期 十二月三十一日
十月	市県民税	二期 一月三十一日
十一月	国民健康保険税	三期 二月三十一日
十二月	市県民税	二期 三月三十一日

### 建物の増改築には 確認申請が必要

私達が建物を建てる場合火災から守るために屋根をガワラやトタン板で葺き隣地からの距りが近ければ延焼のおそれがあるので外壁や軒裏を土壁やモルタルで被い、又地震や強風から守るために筋違を入れたり金物で補強したり堅固なものにし倒壊を防ぎます。その他、日照採光等衛生上及び避難等に注意して建てなければなりません。このように、私達の生命

健康、財産を守るために建物の敷地とか構造等の最低の基準を定めたのが「建築基準法」であります。この基準を守って建物を建てるお互いに安心して日常生活を快適なものにする義務が建主、設計者、施工者の一人一人にあるのです。建物の新築は勿論、増改築、移転等をする場合に法に定まっている「確認申請」を市役所を経由「建築主事」に提出して法の最低基準に適合しているかどうかを審査してもらい「法に適合している」という「確認通知」をうけてから工事に

着手するようにいたしましょう。手続きは市役所建設課にお問い合せください。

### かんがい用水を 荒さないで

柳の芽も日とともにのび小川の水もぬくもりを感じられるようになりましたがこのころになりますと、ドジョウ取りや雑魚すくいをするために、かんがい用水の堰堤を取り外したり、用水堀を止めて、田に水を流し込んだりする人がよくみかけますが、かんがい用水は、皆さんの食べるお米をつくるために一番大切なもので、農家の人が毎年修理をしたり、土砂をあげたり、大へんな苦勞をして用水路をまもっていますので堰堤をこわしたり、木材等をもちさつたり、流したり無断で水の流れを変えたりするようなことは絶対にしてはなように、みんなで協力しててください。